

産業建設常任委員会

1. 会議に付した事件

- ・ 8月定例会付託案件の審査
- ・ 市政一般における本委員会の所管事項について
- ・ 閉会中継続審査の申出について

1. 開会及び閉会の日時

9月 9日 午前10時00分 開会

9月 9日 午前11時57分 閉会

1. 出席委員（6名）

委員長 桜野孝也	副委員長 山森文夫
委員 林忠男	委員 山本善郎
委員 川辺一彦	委員 山本篤史

1. 欠席委員（なし）

1. 説明のため出席した者の職・氏名

市長 夏野修	副市長 齊藤一夫
商工農林部 部長 島田繁則	建設水道部 部長 老松司
商工農林部次長 商工観光課長 大浦信雄	商工農林部次長 農業振興課長 津田泰二
商工農林部 農地林務課長 林憲正	建設水道部 土木課長 栄前田龍平
都市整備課長 金森賢一郎	上下水道課長 菊池紀明

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長
議事調査課長 村 井 一 仁

主 幹
議事係長 石 黒 哲 康

主 幹
調査係長 林 哲 広

議事係主任 松 口 あかね

1. 会議の経過

午前10時00分 開会

(8月定例会付託案件の審査)

○**桜野委員長** ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本定例会において当委員会に付託されましたのは、案件3件であります。

これより、議案第74号 令和2年度砺波市一般会計補正予算(第6号)所管部分外2件について審査をいたします。

なお、議案に対する当局説明につきましては、議案説明会において説明を受けておりますので、付託案件に対する質疑から始めます。

なお、質疑及び答弁は、委員長の指名後に発言をされますようお願いいたします。

それでは、発言される方はどうぞ。

山本篤史委員。

○**山本篤史委員** それでは、有害鳥獣等予察事業費についてお伺いしたいと思います。

これ、事業内容は梅檀野、梅檀山、東山見の3地区に対してということですが、この25万円という限られた予算の中でどのような事業をされるのか、中身についてももう少し詳しく説明をお願いします。

○**桜野委員長** 津田農業振興課長。

○**津田農業振興課長** 本事業につきましては、機械の借上料とか、チェーンソーとかのオペレーターの借り上げ、そういったような経費が主なものでございます。

以上であります。

○**桜野委員長** 山本篤史委員。

○**山本篤史委員** それを3地区で割るとということですが、実際に伐採の面積というのはどれぐらいの規模になるもののでしょうか。

○**桜野委員長** 津田農業振興課長。

○**津田農業振興課長** 伐採面積というのは分からないわけでございまして、伐採本数とい

うもので私たちは数字をつかんでおります。要望のありました3地区で伐採本数は50本となっております。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 50本を処理するのに25万円ということですから、単純に計算しますと、1本2万円ぐらいの経費でやられるということだと思います。それを3地区でやるとなると15本ぐらいということですが、所要時間はどれぐらいを考えておられますか。

○桜野委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 所要時間につきましては、私たちはそこまでつかんでおりませんが、ただ、地元からの要望、先ほど申し上げましたように、これだけの木の伐採をしたいんだということで、放任果樹の伐採をしたいということで要望を受けたわけでありまして、時間までは把握しておりません。

以上であります。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 では、津田課長、関連してお願いします。

その木の位置、標高、どう言えばいいのか何とも言えませんが、例えば柿の木とかドングリかよく分かりませんが、どこら辺にある木を想定していらっしゃるのでしょうか。

○桜野委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 放任果樹といいますか、今回伐採する木の位置につきましては、主に家の周りとか、そういったものが主なものになります。

その位置につきましては、あらかじめ要望を調査したときに地元のほうから、住宅地図になりますが、この辺にある柿の木なりなんなりを切りたいんだということで印をつけていただきまして、こちらのほうに提出していただきまして、私たちは取りまとめを行ったところであります。

以上であります。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 分かりました。

要は、住宅の近くというような意味合いでよろしいですね。つつい想定したのが、山中または道縁などにある物を伐採されることによって、そこがなくなることによりまた住宅へ下りてくるのかということをおっしゃったのですが、そうではないということになり

ますね。確認です。

○桜野委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 川辺委員のおっしゃられたとおりであります。

○桜野委員長 ほかに質疑、御意見ございませんか。

山本善郎委員。

○山本善郎委員 今、熊の被害状況につきまして資料を頂きました。今のところ目撃情報だけで人的被害がないということでございます。人的被害がないということはいいかなというふうに思っております。それはそのとおりでよろしゅうございますね。

○桜野委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 そのとおりでございます。

○桜野委員長 山本善郎委員。

○山本善郎委員 さっき川辺委員からも話がありましたとおり、山麓の木を切ったとすれば、そこまでの限界が解除されて、平地へ下りてくるという懸念はないものですか。

○桜野委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 確かに今年度につきましては、山奥にありますブナとかコナラといえますか、我々は堅果類というふうに言っておりますけれども、そういったものは確かに非常に不作な年でございます。

したがって、人里へ下りてくるという危険性はないかといえは確かにあるんですけども、今回の事業では、先ほど申し上げましたように、民家付近にある、特に柿の木を中心に切ることによりまして、熊が近寄る環境をなくすというのが今回の目的でございます。これで十分に効果はあるというふうに私たちは思っております。

○桜野委員長 山本善郎委員。

○山本善郎委員 そうですか。分かりました。

それで、俗に言う、となみブランドにもなっておりますふく福柿、ありますでしょう。

これは一種の渋柿でございますものですから、それは対象にはなっていますかね。

○桜野委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 今回の放任果樹の伐採の中には、ふく福柿は入っておりません。

○桜野委員長 ほかに。

林委員。

○林委員 関連ですけど、木を切ると、後処理は誰がするが。

○桜野委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 後処理につきましては、今回の事業は、地区によってばらばらなんですけれども、最後まで処理をしていただく業者委託をされる地区もございますし、一部はまきストーブに使うということで、処理して使っていくというふうにお伺いしております。

○桜野委員長 林委員。

○林委員 柿の木だったら黒柿が出たりして、大変貴重な木であったりした場合はどうなるのかね。

○桜野委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 今現在聞いておりますのは、黒柿とかはないというふうには伺っております。

○桜野委員長 林委員。

○林委員 確かに、伐採することによって熊は下りてこなくなるかもしれませんが、しよせん熊は餌が欲しいわけで、もうちょっと先の山へ行って、柿の木を植えてくればどうやということなんでしょうけど、そんな案ちゃ、もうならんもんかね。

○桜野委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 林委員の申し上げられましたように、それも1つの方法かというふうに思います。ただ、山中といいますか山奥に柿の木なりなんなり、コナラとか、そういったものを植えるとなると、やはりかなりの経費が必要になってくると思います。そういう場合には、また検討協議していかなくちゃならない部分になるかなと思います。よろしく願いいたします。

○桜野委員長 林委員。

○林委員 十分に努力してください。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 申し訳ない、もう1つ。

今回は樹木の伐採ということがメインでありますので、それ以上のことはなされないんだと思いますが、要は、熊は隠れる場所を除去することによってもそれ以上動きが出ない、止まるというようなことからして、せっかく柿の木を切られたんなら、その周りの草の除去、そこら辺はその団体、団体でどのようにお考えなのか、聞いていらっしゃいますか。

○桜野委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 草刈りといいますか、雑草対策につきましては、従来から地元のほうで、あらかじめ皆さん方でそういった活動をしていらっしやいまして、いわゆる熊が寄りつかない環境づくりというものを日頃からつくっていらっしやいます。

したがいまして、今回の事業でも、先ほどから申し上げましたように、伐採が中心になるわけでありまして、草刈りについては地元の方も理解していらっしやいまして、また行うということで伺っております。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 それでは、次の項目に移りたいと思います。となみ散居村ミュージアム管理運営費についてお伺いしたいと思います。

議案書の中では、高圧気中開閉器更新というのが、ここだけではなく民生の所管になりますが、北部苑にもこれの予算が計上してあります。

見ておりますと、となみ散居村ミュージアムについては48万円、北部苑については58万円という10万円の差額の開きがありますが、この開きについてどのように考えておられるか、御説明をお願いします。

○桜野委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 となみ散居村ミュージアムの48万円と北部苑の金額の差額につきましては、私の分かる範囲では、各施設の契約電力量、またトランス容量などによって、設置する高圧気中開閉器の規格が変わるというふう聞いております。

以上でございます。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 規模の大きさということですが、分かりました。

じゃ、ちょっと広い範囲になるかもしれませんが、同じこの高圧気中開閉器というのが、まだ更新しなければいけないものが市内にほかにどこかあるというのは御存じでしょうか。

○桜野委員長 所管が大分広くなるので、ちょっとそれは厳しい。

○山本篤史委員 分かりました。

次の質問項目に行きます。商工振興費についてお伺いしたいと思います。

200万円の空き店舗再生みんなでチャレンジ事業補助金ということですが、1件の喫茶&バーということで、昼と夜の営業をされるということをお伺いしています。

この店については出町の町の中というふうに聞いていますが、どの辺かということをちょっと教えていただけますでしょうか。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 場所につきましては、お好み焼きのよっちゃんの近くのあの通りでございませう。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 あの通りということで、では、いつ頃オープンの前定かということば聞いておられますでしょうか。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 今回予算をつけていただきまして、その後改修工事に入りますので、今年度中という形で進められるというふうに聞いております。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 これももし知っていれば教えていただきたいのですが、その改修、全額で大体どれぐらにかかるうちの今回の200万円という位置づけなのか。もし御存じであれば。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 事業費につきましては、今概算で400万円から500万円、500万円前後という形で聞いているところでございませう。あくまでも概算ということばございませう。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 500万円のうちの200万円ということは、大体4割ぐらゐの前助ということば、非常に手厚く前助されているんじゃないかなというふうに思ひませう。

最後、この店ができたときに、前助金を使ったということば、市からこの店に対してこんな店ができましたよというよゐなPRというか、後押しみたいのは何かされる前定はありますか。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 今ほどの御質問でございませうが、これまでもそういつたお店につきましては、紹介ということばで広報とかホームページとかにも掲載しておりましたし、商工会議所のほうの会報の中でも紹介されるというふうに聞いているところでございませう。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 では、続いて大浦商工観光課長、もう一つ別のものをお願いします。

新型コロナウイルス感染症対応資金等に関する保証料補助金、利子補給金、そして利子補給金基金積立金ということで、この3つで8,550万円を今回追加補正ということとであります。

まず、新型コロナウイルス感染症対応資金等の保証料としては200万円を追加されて、全体の枠をこれで800万円にされると。それから、利子補給金は1,750万円追加されまして2,250万円とするということになっております。

これらの今回の追加補正の分になるんですが、現在借入れされている方々に対するといいましょうか、貸付残高に対する対応なのか、今後発生するものに対する対応なのかをお聞きしたいと思いますし、もう一点、今後もし発生するものとすれば、いつまでの分をこの中で見ておいでなのかということをお聞きしたいと思います。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 保証料と利子補給等につきましては、原則今年度というか、今年中のものを対象に利子補給を行うというふうに思っておりますし、保証料につきましては、実は3月末までの分を対象に保証料の助成を行うと。

いずれにしても、令和2年度中のものを対象にして今回補正をお願いするものでございます。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 富山県のほうでは、この資金対応に対する貸付枠をまた増やそうとしていらっしゃるわけなんです、そちらによって、また今現在思っている以上のものが出てくる可能性もあるわけなんですよね、これからのコロナ禍の中で。それをどこまでどのように見てあるのかということもお聞きしたいんですけども。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 県のほうで9月補正で増額されるということで、私ども、今現在47件の保証料の助成をしているところでございます。これを100件見込んでおりまして、今年度中に100件の保証料が出るだろうという見込みで考えております。利子補給につきましても100件を見込んでいるところでございます。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 47件、約倍は見込んでいるということで分かりました。

それでは、議案第76号のほうでは、今、砺波市中小企業新型コロナウイルス感染症対応資金等の利子補給金基金条例の付議もされているところなんですけれども、こちらのほうに6,600万円、積み立てるということであります。

この基金の、要は算出根拠を知りたいということと、基金である以上、翌年度以降に回される話だと思うんですけれども、それにしても翌年度のいつまでなのかということもお聞きしたいと思います。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 基金につきましては、利子補給の要綱がございまして、要綱では利子補給の交付期間は償還が開始された日の翌日から起算して36か月というふうになっておりまして、先ほどの500万円に1,750万円を足しました2,250万円については令和2年度、今回の基金につきましては令和3年度から3か年のものを利子補給金として積み立てまして、それを令和3年度、4年度、5年度に利子補給を行うための基金を積み立てるというものでございます。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 6,600万円のものが3年間ということになりますが、それは今の47件が対象ですか。100件が対象ですか。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 積算上は100件の見込みとなっております。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 今回の内容はよく分かりました。

それで、県は今、先ほども言いました新型コロナウイルスの対応として、こういう資金を提供していらっしゃるんですけど、もちろん県の出されている利子補給付の貸付けは当然脚光があると思います。

砺波市では、年度始めに毎年必ず約5億円——今回は5億2,500万円かな——という基金を預託されているんですけれども、商工資金ですね、こちらのほうへシフト、シフトというよりもこの状況になって入っていらっしゃるような状況って見受けられますか。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 市の制度資金につきましては5つございまして、8月現在では8件、実は去年は22件ほどあったんですけど、8件ございます。

実際は、先ほどありました県のコロナの対応資金に借換えがされているというのが非常にありまして、この資金は限度額4,000万円ということで、この対応資金の借換えが進んでいるということ进行分析しているところでございます。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 それでは、観光産業回復事業費についてお伺いしたいと思います。

議案説明会でも、検温測定器、DVD、来場PRなどの経費ということですが、ちょっと金額が大きいですので、もうちょっと詳細な説明をいただけますか。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 検温測定器等につきましては、前の説明会でも、今のところ16台を購入するということを考えております。

それにつきましては、どういった測定器にするかというのもこれから考えていきたいなというふうに思っておりますし、あと、プランターの購入というのも説明させていただきましたが、それにつきましては全部で8,000箱を購入しまして、公園の装飾用とか、あと、地区または公共施設のほうへ配布した中で有効活用をしたというふうに思っております。

あと、DVDにつきましては、今のところ考えていますのは約300枚を作製しまして、これにつきましてはエージェントとか、なかなかこのコロナで行けませんので、郵送なり送付して、PR用にしていきたいというふうに思っております。

あとは駐車場、会場内への感染防止の看板とか、そういうものも整備していきたいなというふうに思っております。

そういったところで準備を進めてまいりたいなというふうに思っております。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 体温測定器を多分受付、入場口でされると思うんですけど、当然フェア開会時、観光客などが来る時期、時間帯がどうしても密になると思います。

入場券を買う人、買わない人、そして入場口に並ぶ人が出ると思うんですが、測定器で計ることによって、行列というか密になる状態ができる可能性についてはどのように考えておられますか。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 測定器につきましては、門に1台もしくは2台とか、複数台を用意しまして、できましたら短時間で測定できるもの、個人用で大体0.2秒で測定できる

ものもございますし、複数人の測定をするものもございますが、その辺につきましてはこれから研究してまいりたいなというふうに思っております。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 単純に密を避けるという考えであれば、総合病院に設置されているようなものがふさわしいかなと思うんですが、予算の関係とスピードの関係と、非常にこれも前代未聞の難しい判断をしなきゃいけないと思いますが、ほかの事例も参考にしながら適切なものを選んでいただきたいなというふうに思います。

それと、議案説明会の中にあつたかどうかちょっと定かではないんですが、ライブカメラを設置されるというふうに聞いていますが、現在に加えて何台ほど設置、多分来られない方にも見ていただくとか、いろんな趣旨があると思うんですが、どのような考えをお持ちでしょうか。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 実は前回、ライブカメラ2台を設置させていただきまして、これは第70回でも使用したいなというふうに思います。それ以上をどうするかということにつきましては、この後いろいろ協議しながら進めてまいりたいなというふうに思っております。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 この後という言葉が2回続きましたので、この予算以外にまた追加が必要になってくる予算があると考えておられるのかどうなのか。対策についての予算、どのようにお考えでしょうか。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 この後、例えば入場する際の入場券の発券を含めた入場方法とか、動線をどういうふうにするとか、そういったことも含めてクリアしなきゃいけない課題が結構あると思いますので、もしかして、そういった中で経費が必要であれば、いろいろと補正等もお願いしたいなというふうに思っているところでございます。

○桜野委員長 ほかにございませんか。

川辺委員。

○川辺委員 それでは、栄前田土木課長にお願いをいたします。

道路橋りょう維持修繕費での予算の組替えの件でございます。舟戸橋補修工事の促進を図るということで、5,800万円の工事費を、要は修繕費の中から組替えするとい

うようなことで、1,350万円の今回の補正であります。

舟戸橋補修工事が促進されるということは大変ありがたいことだと考えているところ
でありますけれども、組み替えられる前といたしましょうか、要は令和2年度の当初予算
の中で維持修繕工事費に1億6,983万円というものが当初予算立てしてあったわけ
なんですよね。その中の4,450万円が今回組み替えられるというふうに僕は理解し
ているんですけれども、要は1億6,983万からすれば約26%ほどに値する額なん
ですけど、なぜこれだけのものが不用額なのか、もしかしたら予定していた工事の中断
があったのか、中止があったのか、そこら辺が危惧されるものですから、まずもって、
この4,450万円の算出根拠というのか、出てきた理由について聞きたいと思います。

○桜野委員長 栄前田土木課長。

○栄前田土木課長 この維持修繕事業につきましては、国の交付金、補助金を活用して事
業を行うわけでありましたが、国からの内示額、交付決定額が満額つかない、減額で内示
されたところでございます。

したがいまして、その抑制される事業費の中で、上半期におきまして事業を、工事発
注等を行ってきたところでございまして、事業を精査したところ、上半期の中で各事業
を取りまとめしたところ4,450万円減額できるということで、その分を減額したも
のでございます。

以上でございます。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 やることはやったんだと。予定していたものは全部やったんだけどというふ
うに今取れたんですが、ということは4,450万円が不用額になったというふうに見
てよろしいんですか。確認です。

○桜野委員長 栄前田土木課長。

○栄前田土木課長 不用額といたしますか、今ほど、国の内示の中で事業を行うというこ
ともありますが、その事業の中で精査しております中で、主に橋梁の修繕工事がございま
す。その橋梁の中でJRに委託している事業もございまして、そちらのほうの事業につ
きましては、予算を取った分よりもJRに対する負担金ですね、委託費、そういうもの
の今年度の負担する部分が減ったということもこの中には含まれてございます。

以上でございます。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 では、見積り、入札というものではなくて、当初の見積額からすれば出来高は安かったと、低費用でできたというふうな解釈でよろしいのでしょうか。

○桜野委員長 栄前田土木課長。

○栄前田土木課長 先ほど申しましたとおり、まず全体の事業につきましては、国の内示額の中で実際に抑えながら入札差金も出ています。加えて、J Rの部分の負担については、協議した中で結果として減額になったものがあるということでございます。

以上でございます。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 それでは、街路事業費についてお伺いしたいと思います。

街路バナー50枚分更新ということですが、この更新に至った経緯、劣化だと思うんですけど、経緯と場所について詳しく説明をお願いします。

○桜野委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 まず、経緯でございますけれども、現在歌舞伎ロードといいますか子供歌舞伎曳山会館の前、あその道路に40枚ございます。そちらが平成23年、24年頃に設置したものでございまして、それから約10年ぐらい経過したということで、風雨ですとか紫外線ですとか、そういったもので劣化しているものですから、このたび更新したいというのが経緯でございます。

場所でございますけれども、今ほど御説明いたしました、市道名で言いますと花園町中央線、歌舞伎ロードでございますが、そちらの場所と、あと砺波駅前広場、そちらの場所でも8枚更新したいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 今ほどの説明ですと40枚と8枚ということですが、何か議案説明のときは50枚というふうに聞いていたんですが、あとの2枚は予備というか、ほかの意味ということでよろしいでしょうか。

○桜野委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 今ほど山本篤史委員からおっしゃっていただいたとおり、2枚は予備ということで、40枚と8枚と2枚の予備で合計50枚という内訳になっております。

以上でございます。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 これでは数字が合致しました。

ちなみに、市内の市道において、このような街路バナーのある道路というのはほかにもありますか。

○桜野委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 全て把握しているわけではございませんが、商店街の、例えばあそこは県道かもしれませんけれども、南町といいますか、表町の県道のほうにもございますし、あとは市立砺波総合病院の前のほうにも各商店の前に、バナーというか広告が設置してあることは把握しておりますが、全体の数量までは把握はしておりません。

以上でございます。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 そうすると、このバナーの更新というのは、適宜、現場の状況を見て更新されるのか、一定期間、10年というような期間を設定して更新されるのか、どのような考えをお持ちでしょうか。

○桜野委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 これらバナーの更新につきましては、適宜更新ということでございますが、今回はあくまでも来年のフェアといいますか、新型コロナウイルス発生以降の地域の魅力を発信して新たな誘客に努めるという意味で、主な施設でございます歌舞伎曳山会館の前と砺波駅前の特化して、そちらのバナーを今回更新するという目的でございます。ほかは適宜やっというふうには考えております。

説明は以上でございます。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 分かりました。

続きまして、公園管理費のほうに移りたいと思います。

遊具の更新ということですが、聞いておりますと、2基あったのを1基とか、3基あったのを2基とか、遊具を減らすようなイメージがあるんですが、この意図について伺います。

○桜野委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 遊具の更新のことではございますけれども、遊具につきましては、平成29年度から定期点検をやっておりまして、いろんな観点から遊具の点検をしているわけではございますが、最近の点検項目の中には、遊具の間隔が狭いと遊具から下りたと

きに次の遊具に当たってしまうというようなことで、遊具の間隔を空けるような決めがございます。

現在補正をお願いしているところにつきましては、その遊具の間隔が狭いということと、その本体自体がもう老朽化しているというような意味合いから今回更新ということでございますけれども、公園の大きさはそのままでございますから、その中に入ってくる物の数は、空間を取ると、どうしても数を減らさざるを得ないというような状況でございます。数を2個から1個、3個から2個というふうな、減らす理由はその間隔を確保する場合には仕方がないといえますか、そういったような理由でございます。

説明は以上でございます。

○**桜野委員長** 山本篤史委員。

○**山本篤史委員** ソーシャルディスタンスという意味も含めて間引かれたんではないかなというふうに思いますが、これ、単純に減らすのではなくて、小さな公園についてはゼロにすることも考えてもいいがではなかったかなというふうに私自身は思います。

選択と集中ではないですが、1基だけあっても兄弟で取り合いになったりとか、ほかの子どもたちと順番待ちをしなきゃいけないということを考えますと、例えば2基を1基に減らした分、大きな公園に3基だったものを4基にするとかというような新しい発想というか、アイデアは何かなかったのかなというふうに思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○**桜野委員長** 金森都市整備課長。

○**金森都市整備課長** 今回更新させていただく公園は8つございますけれども、これらは開発行為で整備された公園がほとんど、多分全部だと思います。あと砺波チューリップ公園がございますけれども、ほとんどそうでございます。というのは、地区の方々がそこに公園があって、遊具があって、だから住んでいるといった経緯もございますから、管理する側としては、減るといってもいいんですけれども、やはり利用者がそれなりにいらっしゃるということもございますものですから、ゼロというのはちょっと極端かなというふうに思います。

もう一つ御提案のあった選択と集中につきましては、公園全体、いろんな施設がございまして、再整備等を行っている中で、そういったことは考えていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 私も子どもを持つ親としてこのコロナ禍で非常に感じるのは、やはり子どもたちのストレスを発散するために公園に行かれる方がある程度多くなって、しかし一方で、公園を使うと感染のリスクがあるというようなことで、公園を使用しないでくださいという貼り紙をした時期もあったというふうに思っています。

特に、弁財天とか風の丘公園とか、ある程度の間隔を取れるところについては、もうちょっと公園機能を強化していただいでやっていく必要があるのではないかなというふうに考えております。氷見のほうでも大きな公園を造るというふうに伺っていますし、過去の一般質問でもしましたが、砺波のインパクトのある公園ということで、もうちょっと何か考えていただきたいなというふうに思っておりますが、答弁は要りませんが、また検討していただきたいなと思います。

以上です。

○桜野委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本善郎委員。

○山本善郎委員 道路交通安全施設整備事業について少しお伺いしたいと思います。

コース自身は県の事業でございますものですから、ちなみに分かる範囲内で結構でございますが、この計画っていつ頃から始まっているのでしょうか。

○桜野委員長 栄前田土木課長。

○栄前田土木課長 富山県でこの事業を計画されたものでございまして、平成27年度から事業の計画がされているものでございます。

以上であります。

○桜野委員長 山本善郎委員。

○山本善郎委員 このたび砺波のほうのコースをお示しいただいたわけでございますが、このコースを決められたときには、砺波市としては何か要望があったものでしょうか。もしあれば、それはかなえられたものかどうかをお聞きしたいと思います。

○桜野委員長 栄前田土木課長。

○栄前田土木課長 砺波市からの要望につきましては、まず県のほうからの素案という形で提示されたわけでありまして、富山県としては県道を中心としてルートを決める考え方がありますが、砺波市からの要望としましては、やはりできるだけ市街地、観光地、観光施設がございますので、例えば砺波チューリップ公園あるいはチュー

リップ四季彩館などを通るルートなどの要望をいたしております。

以上であります。

○桜野委員長 山本善郎委員。

○山本善郎委員 最後でございますけれども、関係者はこのことはよく御存じだと思えますが、今後の周知方法等についてお聞きしたいと思えます。

○桜野委員長 栄前田土木課長。

○栄前田土木課長 今後のこの事業の周知につきましては、まずは県のほうでホームページが作成されまして、そちらのほうで広くPRしていくということになります。それから、コースのパンフレットを作られまして、道の駅であるとか観光案内所に配置するなど、幅広く周知していくというふうに伺っております。

以上であります。

○桜野委員長 ほかにございませんか。

川辺委員。

○川辺委員 それでは、栄前田土木課長、もう一度お願いします。

市道の認定であります。

この市道認定に関しては、もちろん町なかの整備事業でありますし、当然市道にしていかなければならない道路だというふうに思っております。

ただ、過去にもあったと言われればそうなのかもしれませんけれども、今まで市道認定というのは農道の格上げであったり、新たに振興住宅地などができてそこを市道とするというような、要は出来上がった状態でこれをどうするかというような付議が多かったように見受けられるんですけれども、今回、出町東部第3土地区画整理事業ということで、まだ正直、図面上なんですよね。図面上でうちの1軒も動いていないような状態の中で市道認定をされるという、この必要性であったりメリット、これを教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○桜野委員長 栄前田土木課長。

○栄前田土木課長 今ほどの内容につきましては、まずメリット、直接的なメリットはございませんが、必要性につきましては、新たにまちづくりをするということで出町東部第3土地区画整理事業を行うということでありまして、砺波市が支援するというこの中で、まずもって必要な手続としまして市道認定を行うものでございます。

以上であります。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 市が支援するんだよ、そして、ここの整理事業を完結するんだよというような意気込みみたいもの、そのことも大変大切なことだと思います。

また、私はこの道路の部分画定させる、画定させるというのは図面上でも画定はすると思うんですけど、そちらのほうの画定をさせて、例えば各家の分配であったり、減歩率というものを見いだすための何か1つの作業なのかなというふうにも思ったんですけども、そこら辺はどうなのでしょう。

○桜野委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 まず何から話をすればいいかというあれなんですけど、区画整理事業を行う場合は、国から補助金をもらってやっている事例がほとんどでございます。ただ、今回の場合は面積が小さいこともあって、国からの補助金をもらうにはちょっと、国の補助対象が10ヘクタールなんですけれども、今回は2ヘクタールでございまして、国の補助対象外になっております。

ですから、区画整理事業をやろうと思うと、何かしらのお金がもらえないとなかなかやりづらいというものがあまして、今回はどんな方法を取ったかといいますと、公共施設管理者負担金というものを組合がもらって、それを原資に進めるという流れになっております。

市から公管金を支出するには、市の施設だから費用を出しますという理由といいますか根拠づけといいますか、それが必要になってくるものですから、今回は道ができる前からこれは市の道路ですよということを明らかにして、それに対する費用を支出するという、そういう手順のための市道認定でございます。

説明は以上でございます。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 大変よく分かりました。そういう仕組みといたしまして、動きがあったということで理解できました。何せこの事業は早く進めてやっていただければと考えております。

以上であります。

○桜野委員長 ほかに質疑、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜野委員長 ないようでありますので、付託案件に対する質疑を終結いたします。

これより付託案件を採決いたします。ただいま議題となっています議案第74号、議案第76号及び議案第81号、以上3件を一括して採決いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**桜野委員長** 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第74号 令和2年度砺波市一般会計補正予算（第6号）所管部分、議案第76号 砺波市中小企業新型コロナウイルス感染症対応資金等利子補給金基金条例の制定について、議案第81号 市道路線の認定について、以上3件について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○**桜野委員長** 挙手全員であります。よって、3件の付託案件は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、付託されました案件の審査を終了いたします。

次に、請願1件について、受理番号6番 コロナ禍による需要の消滅と在庫増の影響から米価下落を阻止するための請願についてを審査いたします。

請願内容につきましては、さきにお配りいたしました請願文書表のとおりですが、このことについて質疑、御意見はございませんか。

川辺委員。

○**川辺委員** まず、このコロナ禍によって確かに米消費も落ちている、外食産業も少なくなった、学校が休校となって給食が出なかったなど、当然影響が出ていることは確かだと思っております。

そのことによって、備蓄米、政府が買い上げてくれることによってその分の流通が止まるんですから、もちろん米価の安定、または生産者価格も安定といいたいまいしょうか、維持されるものというふうに考えます。決して悪いことではないんだなというふうに思います。

ただ、日本中がこのコロナ禍であれやこれやと悩んでいらっしゃるときに、米生産農家だけが不利益を被らないような動きというのはいかがなものだろうかというふうには思うところであります。

近年、本当に米食が少なくなりまして、それも2011年、ですから平成23年に初めてパン代が米代を上回ったという、これは総務省がやっている家計調査でありますけ

れども、そこでそういうデータも出てきております。要は、御飯を炊くという、ものさ
というか、つらさ、つらいかどうかは別として、要は家庭内で簡単にできる食事という
ものが多くなってきたり、または家族内がばらばらになってしまった、要は一緒に食事
をする機会がない、少ないというようなことがその背景にあるとは言っておりますが、
されど、やはり日本人は米が好きなので、回転ずしであったり牛丼であったり、いろい
ろと動いているところも見受けられます。

そんなことからしていくと、今ここで請願で上がってきました22万トンという数字
は、日本国民全員で割れば1人1,500グラムから1,800グラムほどになるんで
すけど、これを1日150グラム食べるとすれば12日間で消費できる量でしかないん
ですよ。

それからすると、この農業団体や、または生産農家にしてもなんですよ、少し自分
のところを米を消費するという動きをまずしてかかるべきところではないかというふう
に思うわけでありまして、私は今現時点でこの請願をそのままのみにするわけにはい
かないなという思いで、反対を取らせていただきたいと思っております。

○**桜野委員長** 林委員。

○**林委員** 私は、確かに米という食料の自給は余って、食べる人が本当に少なくなってい
るというのは分かるんですけど、もう少し食膳改善で米粉をもっとどんどん使った食事
療法とか、ピザでも材料は米を使うとか、それともう一つは1人茶碗1杯運動をする
とか、そういうふうにしてある程度想像できるような形にしていかないと、日本国で米ば
かりためるといのはちょっと異常だと思うので、もう限界だと思うから、消費する
という方向での検討をしてみたらどうかと思います。ですから、反対です。

○**桜野委員長** 山森副委員長。

○**山森副委員長** 今ほどの請願なんですが、題目と請願の内容に分かれると思うんですが、
まず題目のほうなんですが、コロナ禍による需要の消滅という題目なんですよ。消滅
というのは、コロナによって全く需要がなくなると、一般的にはそういうふうに解釈した
いわけですが、現実的には消滅ではないんじゃないかなと。減少とか減るとかというこ
となんでしょうけれども、ここは請願者の表現の自由な部分だと思いますが、そんな
ことを思いながら請願を見ておりました。

先ほどからもいろいろお話があったように、ちょっと私自身がへそ曲がりなのかも分
かりませんが、請願されている団体が常に米の備蓄米を減らすとか、それから米の需

要を増やすとか、そういう直接的な方策を例えば請願の中にうたってあれば、さらにその説得力とといいますか、よかったのではないかなと思います、その辺が少し見えてこないわけでありませぬ。

請願書を出すことも大切なんですけど、出すことが主であって備蓄米を減らす、米の需要を増やすというところに及んでいないのではないかなというふうに思っています。需要を増やすということであれば、もろ手を挙げてこの請願に対して賛成するものでありますけど、ちょっと積極的になれないなと、こういう気持ちであります。

ですから、意見書の提出には反対をし、採択にも反対したいと、このように思っております。

○**桜野委員長** ほかにございませぬか。

それでは、ほかに意見がないようでありますので、請願の処理についてお諮りいたします。受理番号6番 コロナ禍による需要の消滅と在庫増の影響から米価下落を阻止するための請願について、これを採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

○**桜野委員長** 挙手なしであります。よって、本請願は不採択と決しました。

以上で、付託並びに送付されました案件の審査を終了いたします。

(市政一般における本委員会の所管事項について)

○**桜野委員長** 次に、その他といたしまして、市政一般における本委員会の所管事項について、質疑、御意見はございませぬか。

山森副委員長。

○**山森副委員長** では、お願いいたします。

有害鳥獣の捕獲後の処理と申しますか処分について、少し意見を述べさせていただきますなと思っております。

近年のイノシシのみの捕獲数なんですけど、令和2年8月現在で約150頭、それから令和元年は200頭、平成30年は300頭のイノシシの捕獲があったということになります。

実際にこれはどういうふうに処分しているんですかということなんですけど、焼却処分と山で穴を掘って埋めるという処分があるように聞いておまして、山で穴を掘ること自身が大変な重労働でもありますし、埋めるというのはやっぱり悪臭の問題、地下水

の問題、いろいろあって、あまりいいことでないかなというふうに思っています。

そこで焼却処分になるんですが、焼却ということになるとクリーンセンターとなみになりまして、クリーンセンターとなみの現状は、直接ホッパへ放り込むということではできない。あれだけの個体を入れてしまうと温度も下がる、ダイオキシンの発生につながるということでもあります。ですから、3階にちょっと小口のホッパがありまして、そこから投入するとのことなんです。

ところが、炉の側面のグレーチングの引いてある非常階段みたいなところを、イノシシを担いで3階まで上がるという作業は、とてもとても困難な作業です。捕獲隊も若い人ばかりならいいですけど、むしろ高齢の方が多いわけでありまして、捕獲するよりもこの担いで上がる作業のほうが大変で、捕獲に二の足を踏んでしまうというのが現状ではないかなと思います。

以前もいつか、赤坂の斎場という話がございまして、この間現場のほうに行ってきたら、一般客の人と接触してあまりいいことでないがでないかなと思っておりましてけれども、イノシシの焼却については全く別棟で、一般の人とほとんど接触がないということですので、できることなら赤坂の処理場というか焼却場で、これから全面というか、可能な限り赤坂へ移行されてはいかがかなと、こんなことを思っておりますので、見解といいますか、御所見をお願いしたいと、このように思います。

○**桜野委員長** 津田農業振興課長。

○**津田農業振興課長** 述べられましたように、埋却処分につきましては、いわゆる豚熱ウイルスの感染防止と地下水等への影響があっては困るというようなことから、基本的には私たちは焼却処分をすることとしております。

ただし、今までも申し上げておりましたように、一度に多くの幼獣が捕獲されるなど、焼却処分が十分にできないというような状況の場合については、やむを得ず埋設をしているという現状でございます。

今ほどのお話にもありましたように、クリーンセンターでの処分につきましては、現状では主に幼獣を中心といたしまして、実施隊と私たち職員が3階まで一緒に上がりまして、この焼却炉の投入口まで運んでいる状況でございます。職員も一緒になって3階まで運んでおります。そういった事情もお酌みいただきまして、どうか御理解をいただきたいなというふうに思います。

また、一度に多く捕獲された場合につきましては、やはり一番重要なのは、効率よく

衛生的に処分する必要があるというふうに私たちは思っております。したがって、この斎場のペット用火葬炉のみでは十分補えないとか、賄い切れないということもあると思います。いわゆる限界があるというようなことから、今までのとおり、区分して焼却することが一番効率がいいのではないかと今現在のところ考えております。多様な処理方法といいますか、そういった方法でやるべきだということに考えております。

ただ、今まで申し上げましたように、有害鳥獣に関するこういった処理なり業務につきましては、日頃から実施隊の皆さん方と私たち職員とで、一緒になって汗を流しながら業務を行っております。そういった中で、どのようにすれば効率よくできるかということについても、お互い常日頃から話し合いをしながら行っております。

今後とも、そういったことを実施隊の皆さん方と相談しながら効率のいい業務を行っていきたく思いますので、また御理解をいただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○桜野委員長 山森副委員長。

○山森副委員長 分かりましたというか、100%赤坂へ行けないという状況はよく分かりました。

それで解体なんですけど、50センチ角ぐらいに解体しないとクリーンセンターと納みでは吸い込めないとか、投入口へ入っていかない状況ですので、今日はイノシシだけ話していますが、熊も解体しなきゃいけない。これは捕獲隊の人が直接解体作業をやらなきゃいけないわけで、衛生的に、豚コレラとかいろんなことがあるし、調子が悪いと思うんですよ。この辺、どういうふうにして解体するかということについても、また一考いただければと、このように思っております。

○桜野委員長 答弁はよろしいですか。

○山森副委員長 はい。

○桜野委員長 ほかに質疑はございませんか。

山森副委員長。

○山森副委員長 すみません、イノシシばかりで行きたいと思っております。

実を言いますと、1級河川庄川の中にイノシシが生息しております。それで、夜な夜な庄川の林の中からイノシシが出てきて、庄川の堤防沿いの田んぼの中へ入って踏み荒らし出すとか排せつとか、いろんなことをしていると。それで、田んぼの持ち主が困っ

たなというふうに言うておられます。

それで、地主さんも堤防の草刈りをしたりとか、営農組合あたりでは犬の鳴き声がする、わんわんとか何か言う装置がありまして、それを据付けしたりして、イノシシが入ってこないように、防衛に懸命なんですけど、雄神橋の上流の河川敷内に相当、林がありまして、全部伐採するということも大変な労力と金額がかかって、なかなかいかないとは思いますが、この間、新聞を見ておりましたら、国土交通省が特に河川の林の伐採を促進したい旨の記事が載っておりまして、何かこれをやってくれたらありがたいなと思って記事を見ておりました。

これも100%なかなか出てこないようには難しいんですが、国土交通省ですとか、そういうふうなところへの働きかけ、促進をお願いしたいなと、こんなことを思っています。

○**桜野委員長** 津田農業振興課長。

○**津田農業振興課長** まず、イノシシの今回の場所につきましては、今ほど申し上げましたように雄神地区の中での霞堤といいますか、そこら辺にいるというような状況で、私も現場を確認してきました。

御存じのように、雄神地区につきましては、万里の長城といいますか、電気柵をしてずっと張り巡らしているわけなんですけれども、そこは大丈夫なんですけど、そのずっと上流部へ行くとやはりない部分がございますので、恐らくなんですけれども、そのほうからイノシシが下りてきて河川敷のほうへ入ってきたのではないかというふうに私たちは検証しております。

この部分につきましても、また専門家にも聞きながらいろいろ検証していきたい部分でございますけれども、ただ、御質問の中にございました、新聞記事があったということで、私も見まして国土交通省のほうにも確認をさせていただきました。

まず、国土交通省、国のほうでは、河川敷の雑木等については、伐採したいけれども諸事情があって現段階では作業ができない状況であるということでございました。また、イノシシの侵入につきましては、この雑木等がイノシシを呼び込んでいるのか、また伐採をしたらイノシシが本当にいなくなるのか、その効果が分からないということで、効果が分からない中での作業というのはなかなか厳しいというような回答でございました。

ただ、いろいろ話をしていた中で1ついい回答が得られたのは、地域の方々が何らか

の手を打つとなれば、私たち国土交通省もサポートできることがあれば協力したいというような回答を得ることができました。その部分につきましては、またお互い連絡を取り合いながら、また御協力をお願いしますということでお願いしましたところ、分かりましたということでありました。

もう一つ、その新聞記事の話でございますけれども、この記事につきましては、県の河川課が河川の流水を阻害する樹木の繁茂している箇所での伐採及びツキノワグマの出没対策として実施しているものだという事で国土交通省の方は言っていられませんでした。そういった中で、これに併せまして国も一部実施したということでございまして、この記事が一部実施したということが何かすごく大きく載ったようでありましてということでございまして、そのほうはまた理解をしていただきたいということでございました。

現在、県のほうでも富山の熊野川とか片貝川、早月川とか、そういったようなところでいろいろやられておまして、令和2年度、本年度につきましても、また一部では、河川課のほうではそういったようなことは実施するというふうにお聞きはしております。

そういう中で、先ほどの付託案件の中でも申し上げましたように、イノシシなり熊にしろ、生息しにくい環境づくりというものが重要だというふうには思っております。今後とも、また地元の方とも、関係者の皆さん方ともいろいろお話をしながら、できることがあれば、お互い、皆さんで力を合わせてできればいいなというふうには考えております。よろしくお願いたします。

○**桜野委員長** それでは、ほかに。

○**川辺委員** それでは、屋敷林の保全について林農地林務課長にお願いをいたします。

まず、9月1日から始まった、始まってまだ1週間たったか、たたないかではありますが、剪定枝戸別回収であります。チラシも見せていただきました。これは白黒ですけども、市民の皆さんの目につくような大きさ、そして内容もそのように書かれているなと思っております。

まだまだこれからの事業でありますので、ましてや注目度はこれからだとは思いますが、今現時点、この9月1日から受付が始まったという時点なんだろうけど、そのさきに説明会等もあったと思いますので、それらからして現在の申込み状況はどんなものでしょうか。課長にお伺いします。

○**桜野委員長** 林農地林務課長。

○**林農地林務課長** 剪定枝戸別回収実証実験につきましては、5月から7月にかけて各自治振興会のほうに御説明してまいりました。また、今ほども委員からおっしゃられたとおり、該当する集落におきましてはリーフレットの回覧ということでお願いしたところでございます。

実際、9月から申込みの受付をしているところでございますが、問合せは数件ございましたが、現在のところ、実際の申込みに至ったケースはまだ生じていないというところが現在の状況でございます。

以上です。

○**桜野委員長** 川辺委員。

○**川辺委員** そうじゃないかなというふうに正直思ったところですが、私たちも前々回か、この内容につきましていろいろと議論させていただいたところでありましたが、つぶさにまたこの申込書を見ておりますと、今ほどもありましたとおり、まずもって散居景観を活かした地域づくり協定を結んだ地域であると、まずそれはそれで私も理解していたつもりです。それから、65歳以上の高齢者のみの世帯であると、それも十分理解していたところでもあります。そして、正直これを見てびっくりしたんですが、回収希望者は市役所農地林務課窓口までまず来てくださいという内容になっておりますし、また、そこでお願いしますと言った後、今度はシルバー人材センター窓口で前日まで料金を支払って行ってくださいというような書き方になっております。

まだこの本庁内であっちとこっちの窓口でというのならいざ知らず、あっちへこっちへということで、希望者に移動していただかなければならないというこの内容からすると、65歳ぐらいの方なら喜んで動かれるかもしれないんだが、以上ですから、80になろうと90になろうと対象者は対象者、ましてや若い者がいない家庭なんですけど、本当にこれで皆さん利用していただけるものなんでしょうか。そこら辺、どうお思いか、お聞きしたいと思います。

○**桜野委員長** 林農地林務課長。

○**林農地林務課長** 今、委員さんからおっしゃられたとおり、申込みの過程につきましてはおっしゃられたとおりでございます。これにつきましては、市のほうでまず協定を結んでいる地域の協定者かどうかという確認をすることが必要になってきます。そのほか、おっしゃられたとおり、65歳以上のみの世帯の方であるかということの確認も必要になっております。

したがいまして、この確認は、委託先でありますシルバー人材センターで確認することは不可能でありますので、まずは市役所に出向いていただいで確認をしていただき、そういった負担をシルバー人材センターにかけないようにするというのが目的でございます。

このやり方につきましては、他県のほうにおきましても同様なやり方をしているんじゃないかというので、申し訳ございません、実証実験ということで、取りあえずは実際どうなのかということの検証も含めてやらせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

また、シルバー人材センターにおいて、そこで前払いということでお金を支払ってほしいというお願いといたしますか、そういう形式でございますが、これにつきましては、やはりシルバー人材センターの方をお願いするわけでございますが、その方が直接現地でもらうとかという場合に、払った、払っていないという事例がいろいろあったということでございまして、シルバー人材センターの事務局のほうから、代金につきましては事前に窓口へお支払いいただければトラブルが少なくなるという相談といたしますか、打合せを行いましたところ、こういうようなやり方で取りあえず実証実験をさせていただきたいというものでございます。

以上でございます。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 言われることはよく分かります。よく分かるんですが、せめて当初の申込みにいらした時点で、農地林務課のほうでその代金を受け取るぐらいの配慮が必要んじゃないかなというふうに私は思ったわけなんです、要は実証実験ですから、実証してかかったほうがいいのかもかもしれませんね。

ということで、要は動けない方々、または軽四トラックを持っていない方々がこれを利用するという大前提があると思いますので、そこら辺にはまた配慮をしてやっていただければというふうに思っております。

これは以上です。次に行きます。

屋敷林実態調査が行われております。まだ全部集まっていないんじゃないかなと思いますし、これのまとめも今年中でしたね。今年中にはというようなことであります。

今現時点、幾つかは来ていると思うんですが、内容的に目を通されましたでしょうか。課長の思いをお聞かせください。

○桜野委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 今ほども委員おっしゃられたとおり、9月2日に全地区分の調査票が回収できました。それを受けまして、今、課の中では集計をしているところでございまして、おっしゃられたとおり、年内をめどに集計結果を出していきたいなというふうに考えております。

そこで、私も、幾つかの集落を拝見させていただいた感想でよろしいですか。幾つか見た感想でございしますが、ぱっと見ましたところ、平成15年度と現在を比較できるような調査表になっておりますので、杉が減少しているなということを印象として受けました。

また、反対に果実類、それとその他、その他というのは杉、ケヤキ、アテ、竹、果実類以外の分からないものはその他にしてくださいという、これは平成15年の調査時期と同じような内容のものでございますが、果実類とその他類が増加していたということが印象として感じたところでございます。

以上でございます。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 その他類は私らもあれやこれやと話している中で、当時は1メートルほどやったが、15年もたちや大きくなるよねと、それだけその他類が大きくなったんだという印象は正直受けました。

私も自分の地区の振興会館に集まっていた、ある一部の集落の内容をさっと見ました。やはり全体的に杉の木は減っています。間違いのないと思います。

それはそれなんですけれども、そのほかに、その他欄、何でも記入してくださいよという欄に、やはり野焼きができなくなったということが、これ以上屋敷林を持っていることに対する価値観のなさというような困り事の記事が結構見受けられました。

そこら辺をまた見てやっていただきたいんですけれども、その中でまず集計を出していただき、それを提示していただきたいのが第一なんです、地域づくり協定を結ばれているところには、木の伐採、切り枝処理だけではなく、新しく木を植える苗木の購入もこれはオーケーになっていましたよね。ここまで杉の木が嫌なら、やっぱり切ってもらえばいい、下から。そして、新しい木を植えてもらえばいいというようなことも考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思ったりするんですけど、ちょっとやり過ぎですかね。課長はどう思われますか。

○桜野委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 個人じゃなくて、課長としてのですか。

確かに、この散居景観保全事業のメニューの中には、枝打ちの支援のほかには、おっしゃられたとおり、植樹、また屋敷林等に関する研修会の費用についての支援というメニューもございます。

今意見としておっしゃられた、下から切って新しいものを植え直すというようなお話でございましたが、課長の立場で申し上げるのは非常に難しいんですけども、個人の意見でもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林農地林務課長 個人の意見では、今現在植わっている屋敷林の杉については、少なくとも50年、60年、70年、もしかしたら100年ぐらいたっている杉もあるだろうというふうに思っております。そこで、その杉が今後ますます横に広がったり上に広がったりして、これについては県単枝打ち事業を使っただけであれば剪定できる場所なんですけれども、そこからたくさんのスンバが生まれてくるということで、日々大きくなる一方なのかなと。

それについては、例えば10本あるようであれば3本ほど間伐をして、新しいものを植えていくというような循環型の屋敷林づくりというものも必要になってくるのかなというふうに、申し訳ございません、個人的には考えております。

以上でございます。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 スンバが落ちるのは樹木が古くなったからというような気振らいもありますもので、ちょっと突拍子過ぎるかもしれませんが、そんなことも考えていかなければならないのかなというのが1つ。

もう一点。こういう協定を結ばれた地区、今はそういう地区があるものだからそれに対してという話になるんですけど、富山県も、市のほうでもそうだと思いますが、800度以上で燃焼するバーナーを備えた焼却炉、これをそういう地区に購入していただく。正直200万円近くしますので、その地区でも、それを誰が管理するんだ、どうのこうのということになるのかもしれないけれども、そんなことも考えていく必要が出てくるんじゃないかなというふうに正直思います。

今警察の皆さんが、一生懸命、野焼きをやっていらっしゃる現場を取り締まってい

っしやるようですけれども、どうも警察にしてもあれは軽犯罪法の迷惑行為という中で、周りから通報がある以上、動かざるを得ないと言われるんですから、それではちゃんとした焼却炉を設置する、そういう流れにしていかないと、本当に屋敷林の保全是賄えないのではないかというような思いなんです、焼却炉の購入に対する支援というものはどう思われますか。

○**桜野委員長** 林農地林務課長。

○**林農地林務課長** 焼却炉ということになりますと、ちょっと所管が違うのかなと思います。屋敷林の保全という立場ということであればお答えしたい。

確かに、800度以上の焼却炉も存在しているということは知っておりますが、ただそこで屋敷林を燃やしても、全くダイオキシンが発生しないかといったら、ごく微量にダイオキシンが発生するというようなことも実は伺っております。

ただ、結果としても、そういったようなものも、もしかしたら保全をしていくための手だての一つなのかなという思いは私は持っておりますが、特に焼却炉を使って燃やすということについての推進は、個人的にはするべきではないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○**桜野委員長** 川辺委員。

○**川辺委員** ありがとうございます。

いずれにしましても、屋敷林を賄っていく、守っていく、これからの若い世代になればなるほど伐採計画しか立てられないような気がしますもので、それに対してまたいろいろと私らも一緒に考えていきたいというふうに思っておりますことをお伝えして、この話はこれで終わります。

○**桜野委員長** 林委員。

○**林委員** 私はちょっとめちゃくちゃなことを少し言いたいなと思って、今発言したいと思いますが、枝打ち事業をやられましたね。やって、その枝打ちを処理するのに協定を結んでいるところは、ある程度の処理方法があります。だけど、現実には、枝打ちにお金をかけて、そして落とした枝をまたお金で処理をしなければならぬと。こんなもん、かえって、枝をそのまま打ち払いせんと、ほっぽっておけばどうやと。枝を打たんと杉の木をそのまま立てておいたら、要は風か何かで倒れるやちゃね。倒れたときの倒れたやつだけを処分料を差し上げると。その後は木は守ってってくれと、枝打ちも何もせん

と、そのままそっとしておいてくれと言ったほうが僕はおかえっていいがでないかなと思うがです。

5年に一遍ほど枝打ちしてお金を使って、そして枝を落としたやつをまた車で運んで、焼却炉でお金を払って焼却しなきゃならん。こんなもん、法律でつくっていったらおかしいことになるがでないかなと思って。

いつもこの屋敷林の問題について、変に思うわけやちゃね。ずっと周りを見てみると、私が生まれたときから今現在になっては、杉の木というものは半分以下になっているがでないが。

まずは高木で倒れる場合もありますし、基盤整備事業という事業をやって、田んぼを整備したら杉の木に水が行かんようになって枯れていってしまう、そういう場合がものすごくありました。最近になってはスンバを落とすのが嫌だからといってまた切ってくる。本当に杉はどんどん減っていきますよ。

だから、これはもう一回、杉並というものに対する物の考え方というものをしっかりと考え直さなきゃいけない時期に来るとるがでないかなと。ただ杉の木を守ればいい、言って何だけど、杉の木を守らにゃあかん、あかんと言った人が、十何本もうちに屋敷林があった。言い出しっぺの人が、最終的には死んでしもうたけど、屋敷を見たら3本しか生き残っておらんが。そんなおもしろいことを言うだけ言って、あと自分は素知らん顔して、そんなおもしろい制度だったんですよ。

だからこれ、もうちょっこ、基本的に杉の木、屋敷林というものを根本的にやっぱり見直してほしいなと僕は思います。意見です。

○桜野委員長 答弁は要りませんね。

ほかにございませんか。

山本篤史委員。

○山本篤史委員 元に戻します。

砺波市プレミアム付商品券発行事業とグルとな&安心おかえり券発行事業について、今販売が終了しまして、最終的な発行枚数は、当初の予算どおり皆さん喜んで購入していただいたのかどうか、また、現場の声について何か御存じであればお伝えいただきたいと思います。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 まず、砺波市プレミアム付商品券発行事業につきましては、7月1

日から15日まで申込期間を設けまして、1万セットに対して1万2,500弱の申込みがございました。

こうしたことから、チラシにもありましたように厳正なる抽せんを行いまして、7月末までに完売をしたところでございます。

また、8月1日から利用ということで、砺波市プレミアム付商品券につきましては約3万5,000枚の換金、商工会議所のほうに換金をされておまして、約30%弱、3割弱が換金されているところでございます。

グルとな&安心おかえり券発行事業につきましては、これも7月1日から15日まで5,000セットを発行しまして、申込みにつきましては4,300セット、第1次の申込みがございました。

これにつきましては、余ったといいますか、少し高かったということで、全部申込みどおり販売したところでございまして、第2次の募集をその後700セット分行った結果、約3倍の2,100の応募がございまして、これにつきましても厳正なる抽せんを行いまして、全て完売をしているところでございます。

なお、グルとな&安心おかえり券につきましては、8月末現在で約11.7%の回収率となっているところでございます。

皆さんからの声といいますか、消費者の方というよりも、お店屋さんからはこのコロナ禍でも非常に消費が進むということで、この砺波市プレミアム付商品券、グルとな&安心おかえり券の効果があつたんじゃないかというような意見を商工会議所からも聞きますし、こちらのほうにも意見を聞いているところでございます。

以上でございます。

○**桜野委員長** 山本篤史委員。

○**山本篤史委員** 非常に喜んでおられるということで、ほっとした気がします。

あと、砺波市プレミアム付商品券については7割ぐらいまだ使っておられませんか、グルとな&安心おかえり券については8割ぐらい使っておられないので、これからもっと喜びの声が出るんじゃないかなというふうには思いますが、一方で、この事業についての課題を何か現場サイドから聞いておられたら教えてください。

○**桜野委員長** 大浦商工観光課長。

○**大浦商工観光課長** 課題というのはあまりお聞きはしていませんが、これだけ消費をするということになると、今後どうなっていくのかということもありますし、直接の意見

等とか、私どもにつきましては、完売ですね、全て回収が終わった時点でいろいろ考えていきたいなど。もちろん商工団体とも協議しながら進めていきたいというふうに思っております。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 それでは続いて、宿泊のほうに行きたいと思います。

国、県、市と非常に手厚く支援しておられる状況ですが、これについても現場の声をある程度聞いておられると思います。うまいこといつているTONAMI-STAYについては、申込みはもう完了したところもあれば、まだそうでないところも、偏っているのかなというふうに思いますが、声をどのように把握しておられますか。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 TONAMI-STAYにつきましては、4,000泊分の割引券、5,000円の割引券を発行しまして、今後ほぼ完売となる見込みでございます。

実は砺波市ホテル旅館組合と庄川峡観光協同組合が連携してする事業については初めて実施した事業でございまして、ホテル、旅館さんが連携してこういった業界を盛り上げるとか、こういった取組を行うということが、今後いろんな形でPRとか、進めることもありますので、皆さんそういったところが非常によかったなということで、本当にその辺は喜んでおられるということを知っているところでございます。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 今非常にいい答弁をいただいたと思います。砺波市と庄川町が合併してからもう15年弱たつわけですが、そのように一体となってやれるということは、コロナ禍で人とのコミュニケーションが割かれる中で、一致団結というのは意外な副作用として、今後もその方々たちが一生懸命取り組んでいただければなというふうに思っています。

一方で、国のほうではGo Toトラベルによる感染のリスクとかが報道されて、あおっておられる部分もあると思うんですが、現場から課題の面で何かもしあればお聞かせください。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 Go Toキャンペーン、Go Toトラベルとかいろいろありますが、ちょっと時期がずれたりして、いろいろ戸惑いもあるというふうには聞いております。

ただ、やはり地元といいますか、近県とか隣県のお客さんに来ていただくという取組は非常によかったということで、そうしたものをまた進めていきたいということで、直接の課題というのはなかなか、これから出てくると思いますので、またお聞きしたいというふうに思っております。

○桜野委員長 林委員。

○林委員 砺波市プレミアム付商品券か何かが出ましたね。ちょっと疑問に思うのは、これ、500円券が混じっていたらあかんがかいいがか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 500円券を発行するという案も商工団体からはいただいておりますが、いかんせん枚数が多くなるということもありますし、できれば、お釣りは出ないんですけど、消費の喚起ということで1,000円券でやりたいということで進めたところでございます。

○桜野委員長 林委員。

○林委員 この次からちょっと思い切って、500円券も少し仲間に交じるという案はありませんか。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 飲食店とか事業所とも協議して、そういうような要望があれば、今後どういう形になるか分かりませんが、導入することがあれば、また協議していきたいというふうに思っております。

○桜野委員長 それでは、ほかにございせんか。

川辺委員。

○川辺委員 菊池上下水道課長にお伺いをいたします。

市内においての上水道の水量水圧不足についての内容であります。市の上水道事業からすれば、大きい施設の耐震化、老朽化の更新をずっと計画的に進められて、今現時点では送水管ですね、太いものの耐震改修をしていらっしゃるということになりまして、このことは砺波市内が万が一の大きい災害に見舞われても水道は確保されるということで、大変ありがたいことというふうに考えております。

ただ、これがどんどんよくなってくると、今も漏水調査ということで毎年動いていらっしゃるんですが、どう見ても水道を受給している給水管、要は家庭で引き込んでいる給

水管のほうの漏水が主になってくると思うんですけど、ただでさえもう半世紀ほどたったような給水管のこれからの更新計画的なもの、これは給水者が負担しなければならないという部分もあるんでしょうけれども、同じ修繕をやっていらっしゃる市側からしても、私らの散居村のほうからすれば、長い給水管の中で、1か所漏水直しゃ、次にまたその横で漏水する、こういうことをいつまでやっているんだろうという思いなんですけど、そういうことに対してどう動いていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○桜野委員長 菊池上下水道課長。

○菊池上下水道課長 今ほどは、大きい施設については耐震化ということで進めているけど、給水管等末端の部分についてどうするのかと、こういう話だったと思いますが、委員言われるとおり、水量水圧の不足も含めまして、老朽化に伴いまして現象が出てきているというような状況でございます。

私どもは、老朽化した管路の更新につきましては、水道ビジョン等でもうたっておりますけれども、計画的に対応していくことも重要であるということをおっしゃって、ひいては有収率の向上をとということで歳出の削減にもつながりますので、大変重要なことと思っております。

そこで今、老朽管についての更新計画ということでございますけれども、現在、調査を進めているところでございます。現在まだ現地には入っておりませんが、幾つかの私どもが行っている調査の準備段階の経過を御説明したいと思いますが、1点目は、配水系統ということで全域を面で相手にしますので、配水系統をブロックに分けて、それぞれどこで観測すればいいかということを選定いたしまして、今後、今月、来月の話なんですけれども、現場に入っていきたいと思っております。量水器におけます24時間の調査に入っていきたいと思っております。つまり、各家庭での水圧、例えば朝であるとか、夜、夕方であるかだとか、時間帯によっては水圧がぐんと下がるような場合もございますので、24時間の調査を個別に行っていくというのが1点目。

それから2点目に、これまで水圧不足という苦情とか、そういうものもございました。それから、過去には水圧の全件調査というのをしています。そういう書類を今データ化しておまして、それを今度測るものと比較できるようにしようじゃないかということで取り組んでおります。これが2点目です。

それから3点目に、毎年漏水調査を実施しておりますけれども、その漏水調査、音調調査といって音で聞き取って漏水箇所を発見したりするんですけれども、その例年やっ

ていることに加えまして、減圧弁とか、低区、中区という大きいブロックがあるんですが、そういうところに水圧あるいは水量測定を実施することでも、既に発注しておりますけれども、そういうことをする予定でございまして、これらの幾つかの調査を組み合わせまして、漏水箇所を選定した上で、今後、計画をつくるのがいいのか、随時やってみるのがいいのか、それも含めまして検討しなきゃいけないんですけれども、まずは現状把握をした上で、最終的には計画的にやっていきたいなとは思っておりますけれども、進めていきたいというような現状でございます。

以上です。

○桜野委員長 川辺委員。

○川辺委員 いろいろと取り組んでいただいているようでありがとうございます。

中心市街地と違いまして、市が設置されました75ミリの配水管から、給水管へ接続していますが、給水管1軒1軒の距離が長い散居村のほうになりますと、やはり長い給水管を布設されておまして、ましてやその長い給水管に何軒もつながっているということになるものですから、1軒だけが、給水管、自分のところ3軒でやろうよといって手を挙げて、なん、俺たちいいわ、もう2人しかおらんしとか言われてしまうと、末端にいる多世代家族は、あとは核家族化しないと生きていけないという現実も出てきております。

そんなことのないように、私からすれば、少しでも市の施設である75ミ리를民家のほうへ伸ばしていただきたい。または、ほかの送水管とループ化するというようなことによつて1軒1軒の距離を短くしていただければ、そんならうちの給水管も直してみようかなという思いになられると思うんですけど、そこいら、どういうふうにお考えかお聞きします。

○桜野委員長 菊池上下水道課長。

○菊池上下水道課長 75ミリの配水管とかを延ばしたり、あるいはループ化すれば給水管を直そうかなというような考えも出てくるのではと、こういうことだと思うんですけども、先ほどもちょっと言ったかもしれませんが、水量水圧不足の解消が目的になってくるかと思えます。そちらにつきましては、幾つか理由があるんだろうと思うんですが、川辺委員が言われるとおり、私もそう思うんですけども、住宅事業が変わりまして、どんどん家が建って管径が不足してきたとか、そういうようなケースもあるでしょうし、老朽化によって漏水が出てきたり、あるいは閉塞してきたり、いろいろな

原因で水量水圧不足が発生する、距離が長いから直しづらい、こういう話だと思うんですが、先ほども申し上げましたとおり、徹底して調査を行いまして、その上で、委員言われたとおり、75ミリの配水管、市で管理する部分を延ばしたほうがいい場合もあるでしょう。それから、別にループ化したほうがいいというパターンもあると思います。その場所場所でやり方というのは異なると思いますので、取りあえずは調査を徹底してやらせていただきまして、その上で、その場所に合ったやり方をしていくということが一番大切じゃないかなと思いますので、当面は漏水を防ぐということも大切でございますので、そういうところに力点を置いていきたいと、こういうことを考えております。

以上です。

○川辺委員 よろしくお願ひします。

○菊池上下水道課長 はい。

○桜野委員長 それでは、ほかにございませんか。

山本篤史委員。

○山本篤史委員 市道路線の認定についての延長の市政一般、ちょっと聞きたいなというふうに思います。

議案説明会で、出町東部第3土地区画整理事業の図面を頂きましたが、砺波福光線、また駅前栄町線の幅員が16メートルから17メートルというふうになっていますが、どこからどこが、その変化点というのを教えていただきたいんですが、お願いいたします。

○桜野委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 駅前栄町線の幅員16メートルから17メートルにつきましては、基本的には16メートルの幅員で施工することにしております。

17メートルというのは、市道の春日町永福町線との交差点のところに右折レーンを設けることから、その前後といいますが、その部分は17メートルで施工するということから、16メートルから17メートルという幅員を表示しているところでございますが、範囲につきましてはおおむねなんですが、警察署の前から交差点の間にかけて16メートルから17メートルに増えていくと。左側ですね。南側は交差点から大体、三、四十メートル離れた駅のほうから16メートルから17メートルに順次広がっていくというような変化の仕方になっております。

説明は以上でございます。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 この交差点の安全対策も聞こうかなと思いましたが、右折レーンができるのであれば、それなりに安全確保ができるのではないかというふうに安心しています。

続きまして、ここに水路もあります。4号水路というところで、0.65メートルから1.65メートルと、この短い区間で1メートルも断面が広くなるというふうになっています。また、この下流のほうでは道路の下で直角に曲がるような水路の計画になっていますが、これの考え方、もし御存じであれば教えていただきたいというふうに思います。

○桜野委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 4号水路の幅員でございますが、表示の仕方が少々ややこしいものでございまして、側溝、水路の側壁も含めた幅としては65センチ、0.65メートルとなっております。その横に管理用通路を1メートル取る区間がございまして、そちらは水路と管理用通路を含めて1.65メートルという幅員となっております。

具体的にその違いを説明させていただきますと、線路沿いの数メートルといいますか、そこの部分の4号水路には管理用通路をつけて1.65メートルとしておりまして、1号水路と並行するような区間につきましては管理用通路がございませんから、そちらはずっと65センチの幅というような設計に今は考えているところでございます。

次の道路の中の直角といいますか曲がり方につきましては、この中の道路管理者ですか水路の管理者と話を進めていくわけでございますが、基本的には斜めで長い間横断するよりも、監査孔といいますか、そういうものを途中につけて、かくかくと曲げたほうが将来的には管理しやすいのではないかという声もございまして、現段階ではこの絵になっておりますが、各管理者さんとその辺はちゃんと、将来の管理も含めて、協議は進めていきたいというふうには考えているところでございます。

説明は以上です。

○桜野委員長 山本善郎委員。

○山本善郎委員 関連してお聞きしますが、出町東部第3土地区画整理事業は粛々と私は進めてもらえばそれでいいと思います。

ですが、その下に私ども、杉木地区が控えているということでございまして、その水路が前川に流れてくるんだろうというふうに私は思いますが、それはそれでよろしいんですか。

○桜野委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 前川につきましては、図面の1号水路がいわゆる前川に直接くっつくといえますか、前川本体といえますか、というようなことを考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○桜野委員長 山本善郎委員。

○山本善郎委員 私ども素人でよく分からないんですが、路線が変化することによって、前川の流量は今現在と変わりますか。

○桜野委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 この区画整理事業につきましては、もともとの市街地の中で行われる区画整理事業でございまして、流域を大きく変えることはございません。

また、土地の利用形態につきましても、もともと市街地でございますから大きく変わることがないことから、毎回流れる流量の変化についてはあまり変わらないといえますか、ほぼ変わらないというようなことを考えているところでございます。

説明は以上です。

○桜野委員長 山本善郎委員。

○山本善郎委員 現在あるががそうなるわけでございますので、増えることは私はないのかなというふうに思いますけれども、このような現状ではさほど思いませんが、例えばゲリラ豪雨等がありますと、どうしてもそこへ流れる量が増えるということで、今までも前川についてはいろいろ問題があったわけございまして、オーバーフローするというところでございます。それを何とかして解消してほしいということで今までも言ってきたわけでございますが、今度の流量の変化によって、そういったことは解消できますかどうか。

○桜野委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 これまで土地区画整理事業はまだ整備していない状況でございますから、その前の現段階で発生するであろう水害に対しては、区画整理の範囲を施工したからといって解消されるというわけにはなかなかいかないのかなというふうなことを考えております。流域全体として、何かしらの対策は必要ではないかというふうには考えております。

説明は以上でございます。

○桜野委員長 山本善郎委員。

○山本善郎委員 できないということですね。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 通告していない案件1件、お願いします。

コスモスウォッチングが開催されるということで、ちょっと鉢伏山のことについてお伺いしたいと思います。

展望広場に昨日行ってまいりましたら、下のほうの樹木がかなり伐採されて非常に眺めがよくなっておりました。この伐採についてはこれで終わりなのか、まだ伐採していく計画があるのかお伺いします。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 まずコスモスウォッチングについては、開催するとかしないとかという話はまだしていませんので、これは実行委員会で決められますので、その点、よろしくお伺いしたいなというふうに思っています。

展望台広場につきましては、私も確認いたしました、確かに大分育ちが強い木がございました。ただ、ちょうど正面の森林、そこについては富山県農林水産公社が管理しております公社造林でございまして、ここの部分につきましては、単なる地権者の皆さんへの説明だけではなくて、公社のほうへ説明なり、いろいろ協議する必要がございますので、そういったことも含めて、いろいろ確認してまいりたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 展望広場は景色がよくなりましたが、手前のほうの展望台ですね、展望広場がきちんと整備されたことによって、展望台に行くよりも展望広場に集まる方が多くなったというふうに個人的には感じます。

そこで、展望台にも上ることによってまた違った景色が見られると思うんですが、展望台に上るための仕掛けをしなきゃいけないんじゃないかなというふうに個人的には思っています。

そこでですが、仕掛けについては考えていただきたいなというふうに思うんですが、展望台にしても展望広場にしても、案内板が白くなってしまっていて、もう見えないぐらいになっているんですが、改修の計画についてはどのように考えておられますか。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 今ほどの展望の案内板でございますが、まず、広場のほうは間もなく発注するという形で進めていきたいというふうに思っております。ただ、展望台のほうは写真がなかなか撮りづらいということで、その部分についてはどういった写真を使うかということ協議を進めておりますので、案内板がちょっとよくないということも認識しておりますので、また対応してまいりたいなというふうに思っております。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 展望広場の伐採については聞きましたが、展望台の景色をよくするための伐採の考えはどのようにお考えでしょうか。

○桜野委員長 大浦商工観光課長。

○大浦商工観光課長 展望台のほうも、今ほど言いました公社の造林がありますので、伐採については協議を進めていくということが前提になるのかなというふうに思っています。

○桜野委員長 山本篤史委員。

○山本篤史委員 最後に1個、お願いします。

展望広場の双眼鏡の稼働部に蜂の巣ができておりますので、昼から雨が降らん間に至急見に行って、除去していただきたいなと思います。

答弁は要りません。

○大浦商工観光課長 はい。また対応いたします。

○桜野委員長 ほかにございませんか。

ないようでありますので、以上で、市政一般における本委員会の所管事項についての質疑を終了いたします。

市長をはじめ当局の皆さん、御苦労さまでした。委員の皆さんは、しばらくお待ちください。

○桜野委員長 それでは、お諮りいたします。本委員会の審査経過と結果報告の作成については委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○桜野委員長 御異議がないようですから、そのように決定させていただきます。

(閉会中継続審査の申出について)

○**桜野委員長** 次に、閉会中の継続審査についてをお諮りいたします。

本産業建設常任委員会の所管事項について、閉会中もなお継続して審査する必要がありますので、会議規則第111条の規定により申出することといたしたく、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**桜野委員長** 御異議がないようですから、そのように決定させていただきます。

以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時57分 閉会

砺波市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

砺波市議会産業建設常任委員会

委員 長 桜 野 孝 也